

職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和6年3月7日から令和6年3月21日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務縮減のため、具体的な取組を実施し、早期の改善を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例業務により上限時間を超えて時間外勤務の命令を行う際には部長決裁を必要とするとともに、所属においてその要因の整理分析を行うよう運用を変更
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と仕事を両立することができるよう、各種休暇制度を改善すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇について、学級閉鎖等で子の世話をを行う場合や、学校行事に参加する場合にも取得できるよう制度改正
<ul style="list-style-type: none"> ・被災地に派遣された職員に支給される災害応急対策業務手当について、手当額を引き上げること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策業務手当について、国の手当額改定を踏まえ、手当額を現行の1日800円から1,080円に引上げ
<ul style="list-style-type: none"> ・基本賃金を定期昇給分のほか4%以上ベースアップすること。 	 <p style="margin: 0;">継続的に協議</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の賃金・勤務条件について、常勤職員との均等待遇の原則に基づき改善すること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・暫定再任用制度の運用を改善すること。また、暫定再任用職員との均衡を踏まえ、60歳を超える職員の賃金・労働条件を改善すること。 	